

長野市温暖化対策推進補助金事務取扱要領

令和5年4月17日施行

長野市温暖化対策推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

第1 補助対象設備等の処分に係る承認申請（要綱第10 関係）

要綱第10 第2 項に規定する処分に係る市長の承認を受ける場合には、様式第1 号を提出して行うものとする。

第2 補助対象設備等の処分を制限する期間（要綱第10 関係）

要綱第10 第2 項に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）に定める耐用年数を勘案し、別表のとおりとする。

第3 補助金の返還額（要綱第10 関係）

要綱第10 第3 項に規定する補助金の返還額は、処分制限期間から既に使用した年数を減じた年数を処分制限期間で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とする。

（別表） 補助対象設備等の処分制限期間

補助対象設備等	処分制限期間
電気自動車	4 年
燃料電池車	4 年
定置型蓄電設備	6 年
電気自動車等充給電設備（V2H）	6 年

(表)

(様式第1号)

補助対象設備等処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

フリガナ
氏 名

連絡先 (電話)

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市温暖化対策推進補助金事務取扱要領第1の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

- 1 交付年度 年度
- 2 交付確定番号
- 3 補助対象設備等
- 4 処分の方法
該当する項目を○で囲んでください。
売却 譲渡 交換 廃棄 その他

「その他」については具体的に記入してください。

[]

- 5 処分の時期 令和 年 月 日から
(令和 年 月 日まで)

(裏)

6 処分の理由

7 処分の条件 (処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

申請書の内容を訂正する必要があった場合、職権による訂正を承諾します。

氏 名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当課記入欄 ※記入しないでください